個人会員規約

平成26年12月1日 制定 平成27年1月29日 改訂 令和 3年6月29日 改訂 令和 5年5月23日 改訂

個人会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人未踏(以下「当法人」という。)の定款第6条に基づき、 会員に関する事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、代表正会員、正会員、賛助会員、特別賛助会員、利用会員の5種 とする。

(入会の申込み)

- 第3条 当法人に入会しようとする者は、次の入会申込手続きを要する。
 - 1. 代表正会員
 - (ア)代表正会員1名より推薦をうける
 - (イ)すべての代表正会員の同意をえる
 - 2. 正会員
 - (ア)規約に同意した上入会申込書を提出する
 - (イ)入会審査を受ける
 - (ウ)代表理事の承認を得る
 - (エ)必要書類を提出する
 - 3. 賛助会員
 - (ア)理事または正会員1名より推薦をうける
 - (イ)規約に同意した上入会申込書を提出する
 - (ウ)入会審査を受ける
 - (エ)代表理事の承認を得る
 - (オ)必要書類を提出する
 - 4. 特別賛助会員
 - (ア)理事2名より推薦をうける
 - (イ)入会審査を受ける
 - (ウ)代表理事の承認を得る
 - (エ)必要書類を提出する
 - 5. 利用会員
 - (ア)規約に同意した上入会申込書を提出する
 - (イ)入会審査を受ける
 - (ウ)代表理事の承認を得る
 - (エ)必要書類を提出する

(入会審査の基準)

第4条 代表理事は、入会の申し込みに対して、次の基準および次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

- 1. 代表正会員および正会員
 - (ア) 当法人の目的に賛同して入会しようとする個人である者
 - (イ)会員倫理規程の遵守を誓約する者
 - (ウ)未踏人材である者
 - (エ)学術優秀、品行方正、かつ健全な人材である者
- 2. 賛助会員
 - (ア) 当法人の目的に賛同して入会しようとする個人である者

- (イ)会員倫理規程の遵守を誓約する者
- (ウ)未踏人材に準ずる者
- (エ)適切な支払い能力を有している者
- (オ) 品行方正、かつ健全な人材であること
- 3. 特別賛助会員
 - (ア) 当法人の目的に賛同する個人である者
 - (イ)会員倫理規程の遵守を誓約する者
 - (ウ) 品行方正な人材であること
- 4. 利用会員
 - (ア) 当法人の目的に賛同して入会しようとする個人である者
 - (イ)会員倫理規程の遵守を誓約する者
 - (ウ)適切な支払い能力を有している者
 - (エ)品行方正である者

(再審查)

第5条 会員にあって、代表理事の承認のもと入会承認後に入会の再審査を行うことができる。

(入会承認の取消し)

第6条 入会承認後、次に該当する場合は、代表理事の承認により当該会員の入会承認を 取消すことができるものとする。

- (1) 入会申込書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき
- (2) 入会審査の基準を満たさないことが明らかになったとき

(入会の通知)

第7条 入会の申し込みについて代表理事がその可否を決定した後は、事務局は入会を申 し込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

(入会の時期)

第8条 代表理事の決定を受けた事務局が入会を通知したときをもって入会とする。

(入会金および会費)

第9条 代表正会員および正会員は無料とし、賛助会員および特別賛助会員および利用会員は別に定める会費規程による。

(有効期限)

第10条 入会日より1年間とする。

(会員の義務)

- 第11条 会員は、別に定める会員倫理規程を遵守しなければならない。
- 2 会員は、登録内容を変更する場合は、速やかに代表理事が定める変更手続きを行うものとする。

(会員更新手続き)

第12条 更新しようとする会員は代表理事が定める会員更新手続きをしなければならない。ただし特に定めがない場合は、有効期限を自動的に1年間延長するものとする。

(退会)

- 第13条 会員は、入会日より1年以降であれば、所定の届出書を当法人に提出していつで も退会することができる。
- 2 前項の場合には、当法人に納付すべき会費等未納のものを完納しなければならない。

(除名)

- 第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) 当法人の定款、規約、規程に違反したとき。
- (2) 反社会的な行為をし、当法人の名誉を著しく損なったとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を6ヶ月以上滞納し、かつ、納入の督促に応じないとき。
- (4) 当法人の目的に反する行為を行ったとき。
- (5) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の決定があったときは、除名の理由を明示した書面をもって、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第15条 会員は、第13条又は第14条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) すべての代表正会員が同意したとき。
- (3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡した、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 法人又は団体が解散、又は破産したとき。

(入会金並びに会費等の不返還)

第16条 当法人を退会した会員又は除名等により会員資格を喪失した者は、既納の入

会金、会費、その他経費等一切の資産については返還を受けられないものとする。

(損害賠償)

第17条

会員は、その責めに帰すべき事由により当法人に損害を与えた場合、会員は当法人にその 損害賠償請求にかかる弁護士費用等も含めた損害を賠償するものとする。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、社員総会の議決を得て実施することができる。

<附 則>

この改訂規約は令和5年5月23日からこれを適用する。